



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本コンクリート工業株式会社  
代表者名 取締役社長 網谷勝彦  
(コード番号 5269 東証第1部)  
問合せ先 取締役執行役員 今井昭一  
(TEL 03-3452-1025)

### 株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、役職員向けの新しい株式付与制度として「役員報酬 B I P 信託」(以下「B I P 信託」(※1)という。)及び「株式付与 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」(※2)といい、B I P 信託とあわせて「本制度」という。)を導入することを決議し、B I P 信託に関する議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 84 回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)及び執行役員(取締役兼務執行役員を除く。以下同じ。)(以下併せて「取締役等」という。)を対象に、中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入いたします(※3)。
  - (2) 取締役に対する B I P 信託の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします。
  - (3) 本制度は、取締役等に対するインセンティブプランであり、本制度により取得した当社株式を役位及び業績目標の達成度等に応じて取締役等に交付するものです。なお、業績指標には、各事業年度及び中期経営計画に掲げる連結売上高及び連結経常利益を採用しております。
  - (4) 当社は、本制度の信託期間が満了した場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております。
- (※1) B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであります。
- (※2) E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託とは、米国の E S O P 制度を参考にした従業員に対するインセンティブプランであります。
- (※3) B I P 信託の導入により、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成

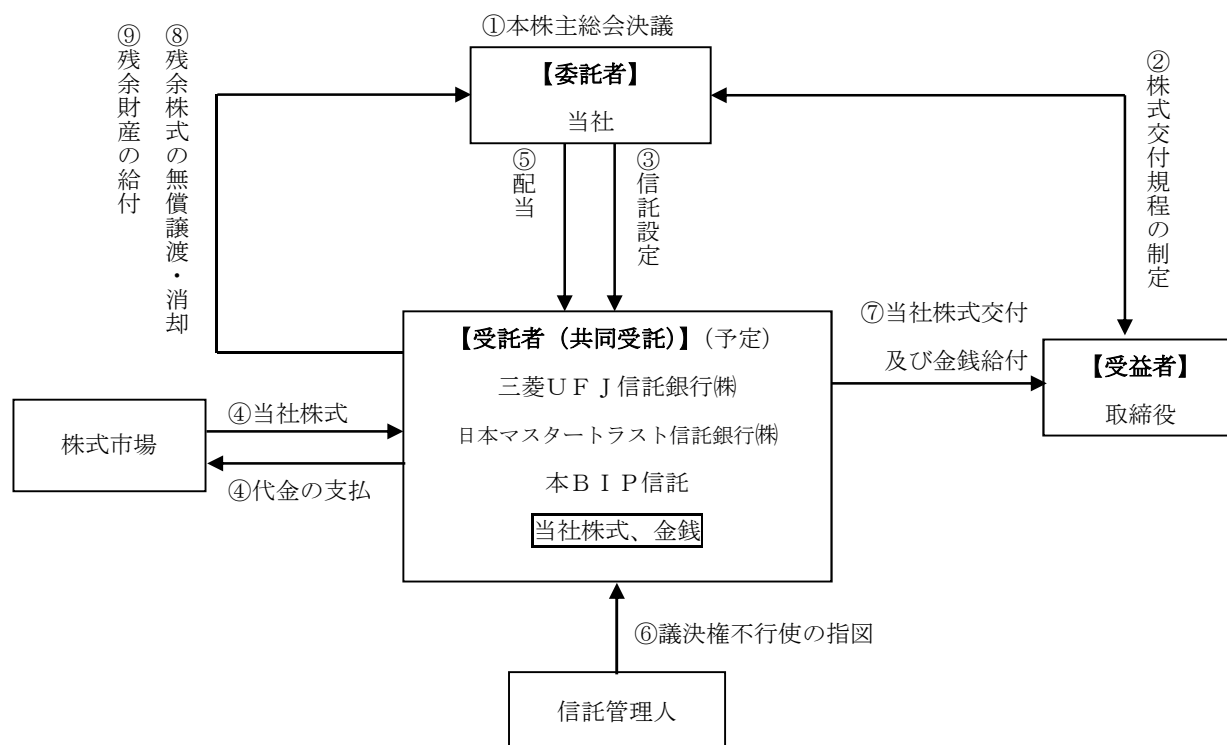
されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」及び「賞与」によって構成されます。また、当社では執行役員を従業員として扱っており、B I P信託の対象には含めず、E S O P信託の対象としております。

## 2. 本制度の概要

B I P信託については（別紙1）を、E S O P信託については（別紙2）をご参照ください。

(別紙1)

## B I P信託の概要



- ① 当社はB I P信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
- ② 当社はB I P信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本B I P信託）を設定します。
- ④ 本B I P信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得（立会外取引を含む）します。本B I P信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本B I P信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本B I P信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位並びに各事業年度及び中期経営計画にて掲げている業績目標（連結売上高及び連結経常利益）の達成度等に応じて、取締役に一定のポイント数が各事業年度及び中期経営計画の期間終了後に付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に對して、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象に本B I P信託を継続利用するか、本B I P信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本B I P信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

#### (1) 本B I P信託の概要

本B I P信託は、平成 28 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 年間（以下「対象期間」という。）（※）を対象として、役位及び各事業年度及び中期経営計画の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度です。

（※）下記（4）第 2 段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

#### (2) 制度導入手続

本株主総会において、本B I P信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けられるポイント数（下記（5）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

#### (3) 本B I P信託の対象者

当社の取締役は、各事業年度及び本中期経営計画の期間終了後に、以下の受益者要件を満たした上で、所定の受益者確定手続を経ていることを条件に、本B I P信託より当社株式等の交付等を受けられます。

- ① 対象期間中に当社の取締役として在任していること（信託期間中に新たに取締役になった者を含み、当社株式等の交付等の対象となる各事業年度及び本中期経営計画の期間終了時点において在任していることを要する）
- ② 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ 下記（5）に定めるポイント数が決定されていること
- ④ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

#### (4) 信託期間

平成 27 年 9 月（予定）から平成 30 年 9 月末日（予定）までの約 3 年間とします。

ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本B I P信託を継続することがあり得ます。その場合、本B I P信託の信託期間を 3 年間延長するとともに、翌 3 事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数（下記（5）に定める。）の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式及び取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付等される当社株式等

取締役には、各事業年度及び中期経営計画終了後に、ポイント数に応じた当社株式等が交付等されます。

ポイント数は、各事業年度における役位並びに連結売上高及び連結経常利益の目標達成度等に応じて算定され、当該事業年度の直後の6月末に付与されるポイント（以下「年次ポイント」という。）と、中期経営計画の期間終了時までの役位並びに中期経営計画に掲げる連結売上高及び連結経常利益の目標達成度等に応じて算定され、中期経営計画の期間終了時に付与されるポイント（以下「計画終了時ポイント」という。）からなります。

なお、1ポイントは当社株式1株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

※各事業年度の目標値は、当該事業年度の期初に定める業績目標値とします。毎事業年度期初の業績目標値は、決算短信において開示します。

(6) 本B I P信託に拠出される信託金の予定額及び本B I P信託より交付等される当社株式等に対応する当社株式の予定株数

当社は、本B I P信託に1億2千万円（※）の信託金を拠出することを予定しております。

（※）信託期間内の本B I P信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、株主総会においては、本B I P信託に拠出することのできる金額の上限を1億2千万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本B I P信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。

上記の予定額は、現在の取締役の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

また、本株主総会においては、取締役に付与される1年当たりの年次ポイントのポイント数の合計の上限を38,000ポイント、取締役に付与される対象期間ごとの計画終了時ポイントのポイント数の合計の上限を31,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役が本B I P信託から交付等を受けることができる当社株式等の株数（ひいては本B I P信託により取得する当社株式の株数）は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本B I P信託により取得する当社株式の株数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年当たりの年次ポイントのポイント数の合計の上限に3（対象期間の事業年度数）を乗じた数に対象期間ごとの計画終了時ポイントのポイント数の合計の上限を加算した数に相当する株式数（145,000株）を上限とします。

(7) 本B I P信託による当社株式の取得方法

本B I P信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本B I P信託内の株式数が信託期間中に取締役に

付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（６）の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本B I P信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（８） 当社の取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

各事業年度における年次ポイントの付与後に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該事業年度について付与された年次ポイントのポイント数に応じた当社株式の 70%（単元未満株数は切り上げ）について交付を受け、また、残りについては本B I P信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付を受けることができます。これに加えて、本中期経営計画終了後には、計画終了時ポイントの付与後に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、付与された計画終了時ポイントのポイント数に応じた当社株式の 70%（単元未満株数は切り上げ）について交付を受け、また、残りについては本B I P信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付を受けることができます。

（９） 本B I P信託内の当社株式に関する議決権行使

本B I P信託内にある当社株式（すなわち上記（５）により当社の取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

（10） 本B I P信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本B I P信託内の当社株式についての剰余金配当は、本B I P信託が受領し、本B I P信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

（11） 信託期間終了時の取扱い

信託期間終了時に剰余株式（信託終了時に受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間（上記（４）第２段落の本B I P信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）終了時に、本B I P信託は当社に当該剰余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

**【信託契約の内容】**

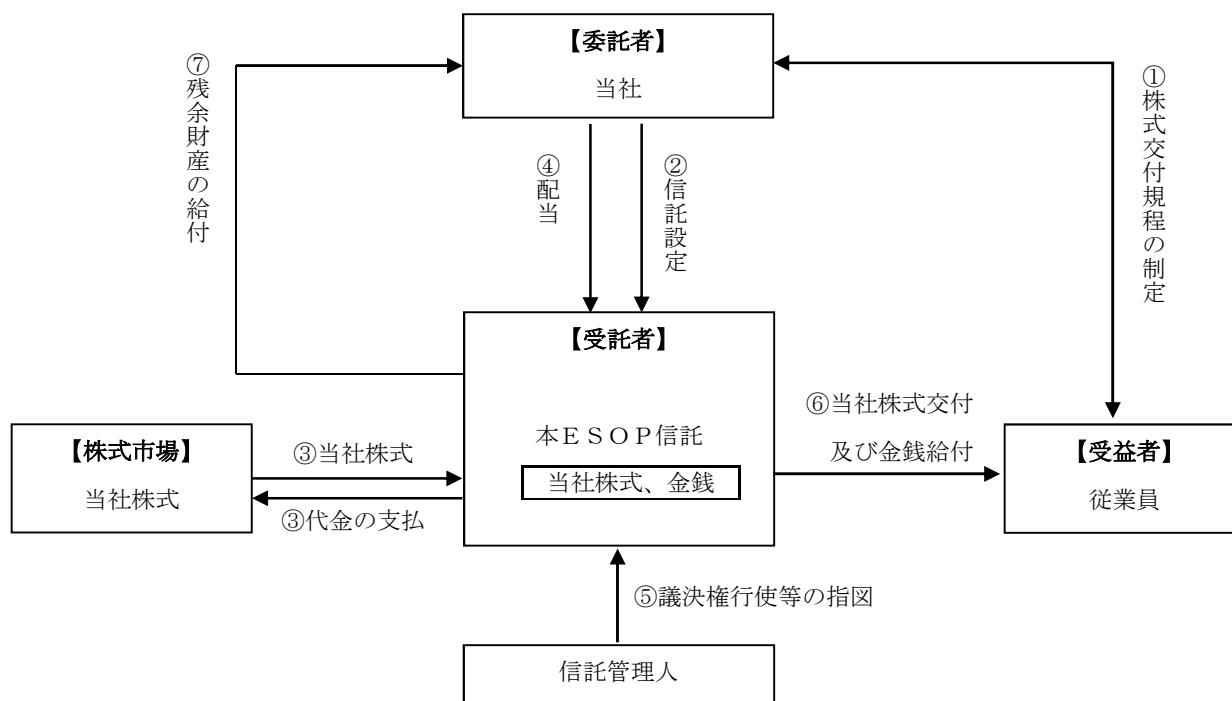
- |            |  |
|------------|--|
| ① 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的    | 当社の取締役に対するインセンティブの付与                                   |
| ③ 委託者      | 当社   |
| ④ 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）            |
| ⑤ 受益者      | 取締役のうち受益者要件を充足する者                                      |
| ⑥ 信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日    | 平成27年9月（予定）  |
| ⑧ 信託の期間    | 平成27年9月（予定）～平成30年9月末日（予定）                              |
| ⑨ 制度開始日    | 平成27年9月（予定）  |
| ⑩ 議決権行使    | 行使しないものとします。   |
| ⑪ 取得株式の種類  | 当社普通株式   |
| ⑫ 取得株式の上限額 | 1億2千万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）                              |
| ⑬ 帰属権利者    | 当社   |
| ⑭ 残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

**【信託・株式関連事務の内容】**

- |          |   |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。      |

(別紙2)

## E S O P 信託の概要



- ① 当社はE S O P 信託の導入に関して取締役会において株式交付規程を制定します。
- ② 当社は受益者要件を充足する当社執行役員（以下「従業員」という。従業員を受益者とする信託（本E S O P 信託）を設定します。
- ③ 本E S O P 信託は、信託管理人の指図に従い、②で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得（立会外取引を含む）します。
- ④ 本E S O P 信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑤ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、本E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 信託期間中、役位、職位並びに各事業年度及び中期経営計画にて掲げている業績目標（連結売上高及び連結経常利益）の達成度等に応じて、従業員に一定のポイント数が各事業年度及び中期経営計画の期間終了後に付与されます。一定の受益者要件を満たす従業員に対して、当該従業員に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 本E S O P 信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、E S O P 信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

※E S O P 信託は、公益財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会が、平成25年12月25日に公開



した実務対応報告第30号に準じて会計処理します。

#### (1) 本E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブプランであり、当社株式を活用した従業員のインセンティブプランの拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場から取得（立会外取引を含む）します。その後、当該信託は、株式交付規程に従い、信託期間中の従業員の役位等に応じた当社株式を、各事業年度及び本中期経営計画の期間終了後に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意志が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

制度内容の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

#### (ご参考) 信託契約の内容

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的   | 受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブ付与                           |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 未定   |
| ⑤ 受益者     | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者                                    |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託契約日   | 平成27年9月（予定）  |
| ⑧ 信託の期間   | 平成27年9月（予定）～平成30年9月末日（予定）                              |
| ⑨ 制度開始日   | 平成27年9月（予定）  |
| ⑩ 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。     |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 取得株式の総額 | 未定   |
| ⑬ 帰属権利者   | 当社   |
| ⑭ 残余財産    | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上